

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援事業計画」は、こどもや家庭支援に関する計画や方針を定めたもので、こどもや育児中の家庭に対する支援を強化することなどを目的としています。

この計画では、地域社会におけるこどもや子育て家庭を支援するための事業である「地域子ども子育て支援事業」について、地域におけるこどもや保護者のニーズに応じた支援を提供するため、各事業の利用ニーズや取組の方向性を示しています。

### 1 教育・保育の提供区域の設定

本町の教育・保育施設（認定こども園）の区域設定については、全町1区域とします。

### 2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、下記の通りとします。

| No. | 事業の名称                      | 区域設定   |
|-----|----------------------------|--------|
| 1   | 利用者支援事業                    | 全町1区域  |
| 2   | 地域子育て支援拠点事業                | 全町1区域  |
| 3   | 妊婦健康診査                     | 全町1区域  |
| 4   | 乳児家庭全戸訪問事業                 | 全町1区域  |
| 5   | 養育支援訪問事業                   | 全町1区域  |
| 6   | 子育て短期支援事業                  | 全町1区域  |
| 7   | ファミリー・サポート・センター事業          | 全町1区域  |
| 8   | 一時預かり事業                    | 全町1区域  |
| 9   | 延長保育事業                     | 全町1区域  |
| 10  | 病児・病後児保育事業                 | 全町1区域  |
| 11  | 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）      | 全町3区域  |
| 12  | 実費徴収に係る補足給付を行う事業           | 区域設定なし |
| 13  | 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |        |
| 14  | 子育て世帯訪問支援事業                | 全町1区域  |
| 15  | 児童育成支援拠点事業                 | 全町1区域  |
| 16  | 親子関係形成支援事業                 | 全町1区域  |
| 17  | 産後ケア事業                     | 全町1区域  |

### 3 幼児期の教育・保育事業の充実

#### (1) 各年度における教育・保育の量の見込み

現在津野町には幼保連携型認定こども園が2園あり、幼児期の教育・保育を一体的に実施しています。これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出した結果は以下のとおりとなっています。提供体制については、現状の提供体制等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう教育・保育施設等による確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定しました。

(単位：人)

| 認定こども園<br>(2か所) | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み           | 148   | 157   | 154   | 149    | 145    |
| 1号認定            | 3     | 3     | 3     | 3      | 3      |
| 2号認定            | 78    | 81    | 81    | 81     | 79     |
| 3号 0歳           | 17    | 18    | 17    | 17     | 17     |
| 認定 1、2歳         | 50    | 55    | 53    | 48     | 46     |
| 確保方策            | 292   | 292   | 292   | 292    | 292    |
| 1号認定            | 20    | 20    | 20    | 20     | 20     |
| 2号認定            | 150   | 150   | 150   | 150    | 150    |
| 3号 0歳           | 37    | 37    | 37    | 37     | 37     |
| 認定 1、2歳         | 85    | 85    | 85    | 85     | 85     |

※1号認定・・・満3歳以上の学校教育のみの就学前子ども

2号認定・・・満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

3号認定・・・満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

#### ■取組の方向性

現在津野町の認定こども園では、子ども子育て支援制度に基づきそれぞれの家庭の実情に合ったサービスを提供しています。現状のサービスを維持しつつ、質・量を低下させないように保護者のニーズを把握しながら実施していく必要があります。

## (2) 幼児期の教育・保育の一体的提供と体制の確保

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟にこどもを受け入れられる施設です。津野町では2か所の認定こども園で、教育・保育の一体的な提供を行っています。

乳幼児期は人間形成の基礎を培う大切な時期であることから、家庭・地域・学校・関係機関が連携した取り組みが必要です。家庭や地域社会との連携を十分に図り、幼児一人一人について理解を深めるとともに、幼児期の主体的な遊びを中心とする教育から、小学校での生活や学習等への移行を円滑にするため、認定こども園・小学校の連携を図り、こどもの育ちをつなぎます。

### 1) 認定こども園と小学校との連携の推進方策

それぞれの認定こども園・小学校で作成したアプローチカリキュラム、スタートカリキュラムの実践や保育教諭、小学校教員同士による情報交換会や研究協議会を実施しています。

その他にも小学生と園児との交流活動や視察、講師を招いての研修会等も実施し、就学前の保育・幼児教育と小学校教育の連続性、一貫性を確保した円滑な接続を推進しています。

今後もこれまで築きあげてきた保幼小接続の流れを後退させないために中間報告などで町全体の歩みを確認しながら、より多様で質の高い学びを引き出すために実践研究を行います。

### 2) 充実した幼児教育・保育の提供

津野町では町内の認定こども園において職員のスキルアップ及び保育内容の充実を図るために、アドバイザーとして講師を招き、各園年間7回ずつ園内研修を実施しています。

また、こどもたちを見る視点や保護者への理解を深め、自園や自身の課題を見つけ解決することが出来る人材の育成を目指しています。

## 4 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業

#### ■事業概要

こども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

#### ■実施状況

津野町総合保健福祉センター里楽内に相談室を整備し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援への繋ぎや情報提供を実施しています。また、医療機関等関係機関との連携調整を行っています。

#### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

【母子保健型】

(単位：か所)

| 年 度        | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 実績値 (か所)   | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 年 度        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み (か所) | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 確保方策 (か所)  | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |

#### ■取組の方向性

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、専門的な見地から相談支援などを実施し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援する子育て世代包括支援センターを運営しています。センターには、母子保健コーディネーターを配置し、すべての妊産婦及び乳幼児等の実情を把握、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行います。また、個々の課題や支援ニーズに的確に対応するために、必要に応じて支援プランを策定するとともに、利用者目線に立って支援の継続性と整合性が確保できるよう、関係機関と十分な連絡調整を行います。

(健康福祉課)

## (2) 地域子育て支援拠点事業

### ■事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うための場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### ■実施状況

令和3年10月より、にじいろ園内に津野町地域子育て支援センター「つのっこルーム」を開設し、子育てに関する相談場所の提供や、ベビーマッサージ教室等を実施しています。

### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

【子育て支援センター】

(単位：か所)

| 年 度        | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 実績値 (か所)   | 0     |       |       |        |        |
| 年 度        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み (か所) |       |       |       |        |        |
| 確保方策 (か所)  |       |       |       |        |        |

### ■取組の方向性

現在、にじいろ園内に津野町地域子育て支援センター「つのっこルーム」を開設しています。引き続き、子育てについての相談に応じ、乳幼児及びその保護者同士の交流の場となるように取り組んでいきます。

(教育委員会)

### (3) 妊婦健康診査

#### ■事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### ■実施状況

母子手帳交付時に受診表を交付し、最大14回までの受診を実施しています。

#### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

(単位：年間延べ利用人数)

| 年 度      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 実績値(人)   | 254   | 269   | 280   | 246    | 148    |
| 年 度      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み(人) | 378   | 364   | 350   | 336    | 322    |
| 確保方策(人)  | 378   | 364   | 350   | 336    | 322    |

#### ■取組の方向性

母子健康手帳交付時や妊婦訪問等で母体健康管理の重要性を啓発し、妊婦健康診査の受診勧奨に努めます。

(健康福祉課)

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

### ■事業概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### ■実施状況

母子保健法による新生児訪問指導・乳児訪問指導と併せて実施しています。乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握に努めるとともに、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、子育て支援に関する情報提供を行います。訪問の結果支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業や母子保健事業、その他の支援につながります。

### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

(単位：人)

| 年 度      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 実績値(人)   | 18    | 23    | 23    | 17     | 22     |
| 年 度      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み(人) | 25    | 25    | 25    | 25     | 25     |
| 確保方策(人)  | 25    | 25    | 25    | 25     | 25     |

### ■取組の方向性

母子保健法による新生児訪問指導・乳児訪問指導と併せて実施します。乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握に努めるとともに、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、子育て支援に関する情報提供を行います。訪問の結果支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業や母子保健事業、その他の支援につながります。

(健康福祉課)

## (5) 養育支援訪問事業

### ■事業概要

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

### ■実施状況

養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の確保に努めています。

### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

(単位：年間延べ利用人数)

| 年 度      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 実績値(人)   | 201   | 132   | 113   | 155    | 120    |
| 年 度      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み(人) | 200   | 200   | 200   | 200    | 200    |
| 確保方策(人)  | 200   | 200   | 200   | 200    | 200    |

### ■取組の方向性

関係機関や乳児全戸訪問事業、母子保健事業等からの情報収集に努め、対象者選定に際しては、養育支援の必要性、今後の方針、内容等を協議し決定します。対象者に寄り添い、ニーズに即した支援を行います。津野町子ども支援ネットワーク会議と連携して事業の推進を図っていきます。

(健康福祉課)

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

### ■事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、やむを得ず家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う事業です。

### ■実施状況

県内の児童養護施設2か所、乳児院1か所に事業委託し、家庭において児童を養育することが困難になった場合等に一定期間、養育・保護を行っています。

### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

(単位：年間延べ利用人数)

| 年 度      |       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
|----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 実績値(人)   |       | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 年 度      |       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み    |       | 9     | 9     | 9     | 9      | 9      |
| 確保<br>方策 | (提供量) | 9     | 9     | 9     | 9      | 9      |
|          | (か所)  | 3     | 3     | 3     | 3      | 3      |

### ■取組の方向性

本事業については、町内に事業所がないため、県内の事業所に委託して実施しています。津野町子ども支援ネットワーク会議やその他関係機関からの情報収集に努め、必要な家庭にサービスを提供できるよう対応します。また実施施設と密な連携を図り、円滑な事業運営に努めます。

(健康福祉課)

## (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

### ■事業概要

子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けたいものと、援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### ■実施状況

第2期計画期間中の事業実施はありませんでした。

### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

(単位：年間延べ利用人数)

| 年 度      |       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
|----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 実績値(人)   |       | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 年 度      |       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み    |       | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 確保<br>方策 | (提供量) | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
|          | (か所)  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### ■取組の方向性

現在、事業は実施していませんが、今後のニーズの動向によって検討を行います。

(健康福祉課)

## (8) 一時預かり事業

### ■事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、認定こども園や幼稚園等において、保育を実施する事業です。

### ■実施状況

町内 2 か所の認定こども園で実施しています。

### ■第 2 期実績値と第 3 期見込量及び確保方策

(単位：年間延べ利用人数) ※幼児組在園児を含む

| 年 度      |       | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度  | 令和 6 年度  |
|----------|-------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 実績値 (人)  |       | 497     | 912     | 572     | 532      | 520      |
| 年 度      |       | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
| 量の見込み    |       | 770     | 770     | 770     | 770      | 770      |
| 確保<br>方策 | (提供量) | 4,850   | 4,850   | 4,850   | 4,850    | 4,850    |
|          | (か所)  | 2       | 2       | 2       | 2        | 2        |

### ■取組の方向性

今後も 2 か所の認定こども園にて事業を継続していきます。

(教育委員会)

## (9) 延長保育事業

### ■事業概要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。

### ■実施状況

第2期計画期間中の事業実施はありませんでした。

### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

《見込み量と確保方策の設定はありません。》

### ■取組の方向性

現在津野町には延長保育事業の対象となる施設はありませんが、町立の認定こども園において朝は7:30~8:00まで、夕方は17:30~18:30まで延長保育を行っています。

今後も保護者の就労等による保育の必要性に応じて、2か所の認定こども園で対応していきます。

(教育委員会)

## (10) 病児・病後児保育事業

### ■事業概要

急な病気や病気からの回復期等で、集団保育が困難な子どもについて、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

### ■実施状況

第2期計画期間中の事業実施はありませんでした。

### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

(単位：年間延べ利用人数)

| 年 度      |       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
|----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 実績値(人)   |       | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 年 度      |       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み    |       | 154   | 154   | 154   | 154    | 154    |
| 確保<br>方策 | (提供量) | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
|          | (か所)  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### ■取組の方向性

現在は実施していませんが、保護者からのニーズの高い事業となっています。受け入れ可能な施設・医療関係者の確保が課題となっており、今後は課題の解消や登園基準等情報収集に努め、事業実施に向けた検討を行っていきます。

(教育委員会)

## (11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

### ■事業概要

保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る事業です。

### ■実施状況

第2期計画期間中の事業実施はありませんでした。

### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

《見込み量と確保方策の設定はありません。》

### ■取組の方向性

現在津野町では、放課後児童クラブは実施しておりませんが、放課後子ども教室の実施により対応しています。内容も含め今後、検討が必要となっています。

（教育委員会）

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### ■事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う事業です。

### ■実施状況

第2期計画期間中の事業実施はありませんでした。

### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

《見込み量と確保方策の設定はありません。》

### ■取組の方向性

低所得者の負担軽減を図るため、保護者のニーズを把握しながら検討します。

(教育委員会)

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### ■事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

### ■実施状況

第2期計画期間中の事業実施はありませんでした。

### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

《見込み量と確保方策の設定はありません。》

### ■取組の方向性

津野町では事業実施の予定はありません。

(教育委員会)

## (14) 子育て世帯訪問支援事業

### ■事業概要

子育て世帯訪問支援事業は、令和6年4月に児童福祉法等の一部改正法施行により新設された事業です。この事業では、訪問支援員が家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。

### ■第3期見込量及び確保方策

(単位：年間延べ利用人数)

| 年 度     | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み   | 15    | 15    | 15    | 15     | 15     |
| 確保方策(人) | 15    | 15    | 15    | 15     | 15     |

### ■取組の方向性

今後、事業の方針や内容の検討を行い、実施に向けて進めていきます。

(健康福祉課)

## (15) 児童育成支援拠点事業

### ■事業概要

児童育成支援拠点事業は、令和6年4月に児童福祉法等の一部改正法施行により新設された事業です。この事業では、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的としています。

### ■第3期見込量及び確保方策

《見込み量と確保方策の設定はありません。》

### ■取組の方向性

今後、事業の方針や内容の検討を行い、実施に向けて進めていきます。

(健康福祉課)

## (16) 親子関係形成支援事業

### ■事業概要

親子関係形成支援事業は、令和6年4月に児童福祉法等の一部改正法施行により新設された事業です。この事業では、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

### ■第3期見込量及び確保方策

《見込み量と確保方策の設定はありません。》

### ■取組の方向性

今後、事業の方針や内容の検討を行い、実施に向けて進めていきます。

(健康福祉課)

## (17) 産後ケア事業

### ■事業概要

産後ケア事業は、令和元年の母子保健法改正で市町村の努力義務化になりました。令和6年6月の子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられた事業です。この事業では、出産後の母子に対して心身のケアや育児等のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的としています。

### ■実施状況

令和3年度から事業を開始し、母子健康手帳交付時に事業の案内、妊娠後期訪問時に利用の意向確認、申請受付を実施し、利用が必要と考える妊産婦へ担当保健師を中心に利用を勧奨しています。

### ■第3期見込量及び確保方策

(単位：年間延べ利用人数)

| 年 度    | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 実績値(人) |       | 1     | 0     | 2      | 3      |
| 年 度    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 量の見込み  | 12    | 12    | 12    | 12     | 12     |
| 確保方策   | 12    | 12    | 12    | 12     | 12     |

### ■取組の方向性

出産後1年未満の産婦及び乳児のうち、心身のケアや育児のサポート等の産後ケアを必要とするものに対し、助産師などの専門職が住民宅を訪問してのケアを行うアウトリーチ型（訪問型・訪問延長型）と、助産院等の専門施設で宿泊させて産後のケアを行う宿泊型を行います。

(健康福祉課)